

5

子ども・若者ビジョン

～子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して～
(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)

「子ども・若者ビジョン」は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第8条第1項に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として作成するものである。

第1 子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して

（子ども・若者の「今」と「未来」）

子ども・若者は、かけがえのない「今」を生きています。また、それと同時に、我が国の、そして世界の未来を担う「将来の大人」でもあります。

今を生き生きと幸せに生きるとともに、未知の事柄に挑戦し、試行錯誤を経て新しい能力を身に付け、自信を持って社会に羽ばたく、未来への準備期間なのです。

（状況認識）

グローバリズムの進展は、世界と我が国との距離を縮め、私たちには多様な価値観をもつ人たちとの共生が求められています。また、情報化の更なる進展は、視野や見識を広げ、新しい知的、文化的価値創造の舞台を提供する一方で、子どもたちに思わぬ被害や人間関係などへの負の影響を及ぼすことを懸念する意見もあり、情報あるいは情報機器を適切に使いこなす能力を身に付けることが課題となっています。

さらに、雇用環境が大きく変化しており、特に、非正規労働者の増大は、若者が将来に対し不安を抱く大きな原因となっています。フリーターやニートの数は高止まりの状態であり、経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化は、「子どもの貧困」問題としてもクローズアップされています。児童虐待などの被害者の中には、帰れる家も頼れる人もなく、社会における受け皿も不十分の中で居場所を探し求めている子ども・若者もいます。

家庭や地域における養育力の低下が指摘されている中、このような困難を有する人々に対する支援はもちろんのこと、社会全体で子ども・若者を見守り、育てる機能を果たしていかなければなりません。このため、大人の側でも自覚を持って社会のあ

り方を見直すとともに、必要な費用は子ども・若者自身の幸せのためだけでなく「未来への投資」「社会への投資」と位置づけて施策を推進していきたいと考えています。

（「子ども・若者ビジョン」の策定）

この「子ども・若者ビジョン」は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）の施行を受け、「青少年育成施策大綱」（平成20年12月決定）に代わるものとして作成するものです。

このビジョンの策定に当たっては、次のような視点から検討を行いました。

- ・ 子ども・若者を育成の対象としてとらえるのではなく、社会を構成する重要な主体として尊重する。
- ・ 子ども・若者を中心に据え、専門家も交えた地域のネットワークの中で成長することを支援する。
- ・ すべての子ども・若者の成長・発達を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服することができるよう支援する。
- ・ 今を生きる子ども・若者を支えとともに、将来をよりよく生きるための成長をサポートする。
- ・ 子ども・若者を取り巻く大人の役割は大変重要であり、大人の側でもよりよい社会づくりを積極的に行うことを求める。

子ども・若者育成支援に関する施策は、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用を始めとして社会のほぼあらゆる分野にわたります。関係する国・地方公共団体の機関、民間団体等の間で緊密に連携をとりながら、全力で取り組みます。

第2 基本的な方針

1 5つの理念

（1）子ども・若者の最善の利益を尊重

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者の個人としての尊厳を重んじ、発達段階に応じてその意見を十分尊重すると

もに、その最善の利益が考慮されることが確実に保障されることを目指します。

(2) 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー

子どもや若者を大人とは一段下の存在として位置づけるのではなく、また逆に、子ども・若者を甘やかすのでもなく、子ども・若者と大人がお互いに尊重しあいながら、社会を構成する担い手として共に生きていくことを目指します。

(3) 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援

子ども・若者が、社会とのかかわりを自覚しつつ、自尊感情や自己肯定感をはぐくみ、自立した個人としての自己を確立するとともに、社会との関係では、適応するのみならず、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けることができるよう、健やかな成長・発達を支援します。

(4) 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施

子ども・若者が持つ能力や可能性、あるいは抱えている困難の程度は一人一人異なります。また、様々な分野にわたる支援を組み合わせることが必要な場合や、一つの分野の中でも官民の様々な団体や個人が支援を行う場合があることから、社会全体で分野、主体の壁を越えて互いに連携、協力し、必要な財源を確保しながら、一人一人の置かれた状況、発達段階、性別等に応じて抱えている問題が異なることにも配慮しつつきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

また、このような連携・協力を通じて、支え合いのネットワークから誰一人として排除されることのない「一人ひとりを包摂する社会」の実現を目指すとともに、すべての子ども・若者が確かな社会生活を始めることができるよう支援していきます。

(5) 大人社会の在り方の見直し

児童虐待を始め大人が子ども・若者に対する加害者となる場合に限らず、子ども・若者の問題は、そ

れを取り巻く大人を含む社会全体の問題です。このことを踏まえ、大人自らがその責任を自覚して子ども・若者のモデルとなるよう努めるとともに、社会の改善に取り組むことができるよう、社会の在り方を見直す取組を進めていきます。

2 3つの重点課題

(1) 子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組

子ども・若者が成長・発達するための基礎づくりを支援します。このため、良好な家庭の環境の確保や大人社会の在り方の見直しなど子ども・若者を取り巻く状況の改善を図るとともに、豊かな人間性の育成、基本的な生活習慣の形成、体力の向上、基礎学力の保障等に取り組めます。また、子ども・若者の意見表明機会の確保を図ります。

さらに、このような基礎の上に様々な体験や他者との交流を積み重ねることにより、自立した個人として必要な知識、能力、社会性やリーダーシップなどをはぐくみます。このため、社会参加・体験活動等の能動的な活動の充実、自らとは異なる文化に接し、理解を深めるための活動、キャリア教育・職業教育の充実に取り組めます。

(2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組

様々な困難を有するが故に特別な支援が必要な子ども・若者がいます。その困難は、ニート、ひきこもり、不登校等社会生活を円滑に営む上での困難や、障害、虐待を始めとする犯罪被害、定住外国人であることなど多岐にわたっていることから、それぞれに必要な支援を行っていきます。非行や犯罪に陥った子ども・若者については、その抱える困難に配慮し、社会の一員として立ち直ることができるよう支援します。子ども・若者本人だけでなく、家族に対する支援も行います。また、「子どもの貧困」問題についても積極的に取り組めます。

(3) 地域における多様な担い手の育成

子ども・若者育成支援は、社会のあらゆる分野に

おけるすべての構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要です。特に、地域におけるつながりの弱体化が指摘されていることから、「新しい公共」の考え方も踏まえつつ、家族や地域の機能を補完する多様な活動を支援します。また、官民の取組が行政分野ごとの縦割りとならないようネットワークの総合性を確保するとともに、子ども・若者自身のネットワークの強化も図ります。

さらに、民間人の参加協力も含めた地域での教育支援体制の強化により、「開かれた」学校づくりを含めた取組を推進するとともに、一部地方公共団体で「子どもオンブズパーソン」等の名称で設けられている、子ども・若者に関する権利侵害などさまざまな問題を第三者的立場から調整しつつ解決していく仕組みの普及を図ります。

第3 子ども・若者等に対する施策の基本的方向

5つの理念と3つの重点課題を踏まえ、次の施策を進めます。

1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する

(1) 子ども・若者の自己形成支援

① 日常生活能力の習得

(基本的な生活習慣の形成)

生活習慣の形成に向けた取組を学校内外において進めます。また、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭・学校・地域等が連携した食育の取組を推進します。

(コミュニケーション能力や規範意識等の育成)

コミュニケーション能力や規範意識等を育てるため、発表・討論などの学習や道徳教育の充実、自然体験、集団宿泊体験等の体験活動の充実、非行防止教室の取組等を推進します。

(体力の向上)

体育の授業や運動部活動の充実を図ると

ともに、学校や地域における体力の向上のための取組を推進します。

② 多様な活動機会の提供

(集団遊びの機会の確保)

集団遊びの場の確保や、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、レクリエーション等の機会を提供する取組を推進します。

(読書活動の推進)

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため、子どもの読書活動を推進します。

(地域等での多様な活動)

様々な場における、環境学習、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進します。

また、農山漁村に滞在し農林漁業体験等を行う活動を推進するとともに、家族ぐるみの交流や子ども団体、修学旅行受入等を進めます。

(生涯学習への対応)

多様な学習ニーズに対応する「生涯学習社会」を実現するため、学習機会を充実する取組や、学習した成果が適切に評価されるための仕組みをつくる取組等を推進します。

また、特に女性は安定した雇用が得にくく、厳しい状況に置かれていることから、女性の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

(多様な価値観に触れる機会の確保等)

インターネットを利用した調べ学習や、国際交流などを通して、普段の生活の場を超えた多様な価値観に触れるとともに、情報機器を用いて世界の人々と継続的なコミュニケーションがとれるようになるための支援を充実させます。

③ 学力の向上

(知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の確立)

基礎的・基本的な知識・技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立、に向けて各学校が行う取組を進められるよう必要な支援を行います。

(基礎学力の保障等)

小中学校段階において、基礎学力を保障するため、特に学力不十分な子どもへの個別サポートの充実等の取組を推進します。

既存の学校教育の枠組みになじめない子どもに対しては、小中学校段階における学力を身に付ける機会の提供を一層推進します。

(高校教育の質の保証)

希望するすべての子どもが高校を卒業できるよう、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、学習面や生活面での支援を行い、教育の質の保証を図ります。

また、小中学校段階において十分な基礎学力を身に付けられなかった子どもの学び直しを推進します。

(学校教育の情報化の推進)

情報通信技術を活用して、子ども同士が教え合い学び合うなど、双方向でわかりやすい授業の実現、教職員の負担の軽減、児童生徒の情報活用能力の向上が図られるよう、21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整えます。

④ 大学教育等の充実

(教育内容の充実)

大学・専修学校等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、質の高い教育の展開を支援します。また、情報社会の基礎理念や、情報の高度な利活用の在り方を学ぶ機会の増大を推進します。さらに、生涯学習機会の充実を図るため、大学・専修学校等において、社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための取組を促します。

⑤ 経済的支援

(経済的支援の充実)

次代を担う一人一人の子どもの育ちを個人や家庭だけの問題とするのではなく、社会全体で応援するという観点から、子ども手当を実施します。

また、すべての意志ある子ども・若者が経済的理由により希望する教育を断念することがないように、初等中等教育においては、高校の実質無償化の定着等を図るとともに、引き続き、市町村が実施する就学援助の促進等を図ります。また、教育に係る経済的負担の一層の軽減を図るため、必要な支援措置に取り組みます。

特に学習者の負担が大きい高等教育については、奨学金の充実とともに、実質的な給付型の経済的支援として、大学等が行う授業料減免措置の支援等に取り組みます。

(2) 子ども・若者の社会形成・社会参加支援

① 社会形成への参画支援

(社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進)

社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度等を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）を推進します。

具体的には、民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、政治的教養を豊かにし勤労観・職業観を形成する教育に取り組みます。

(子ども・若者の意見表明機会の確保)

政策形成過程への参画促進のため、各種審議会や懇談会等における委員の公募制の活用、インターネット等を活用した意見の公募等により、子ども・若者の意見表明機会の確保を図ります。

子ども・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、子ども・若者の意見も積極的かつ適切に反映され

るよう、各種審議会、懇談会等の委員構成に配慮します。

② 社会参加の促進

(ボランティアなど社会参加活動の推進)

ボランティア活動を通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参画することを支援します。

(国際交流活動)

若者の国際理解や国際的視野の醸成、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招へい・派遣等を通じた国際交流や異文化体験の機会の提供を行います。

(3) 子ども・若者の健康と安心の確保

① 健康の確保・増進

(安心で安全な妊娠・出産の確保、小児医療の充実等)

「子ども・子育てビジョン」に基づき、安心で安全な妊娠・出産の確保や小児医療の充実等のための施策を推進します。

(思春期特有の課題への対応)

未成年者の喫煙及び飲酒をなくし、人工妊娠中絶の実施率や性感染症罹患率及び女性の思春期やせ症の発生頻度を減少させることを目標として、各種の取組を推進します。

(健康教育の推進)

心の健康に関する知識、薬物乱用に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識について、専門家の協力も得ながら学校における健康教育の充実と推進を図ります。

② 相談体制の充実

(学校における相談体制の充実)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など相談体制の整備を支援します。

(地域における相談、医療機関での対応)

地域において、子どもの発育・発達や心の健康問題、薬物乱用、性、感染症等に関する

相談の充実や、医療機関による対応の充実を図ります。

(4) 若者の職業的自立、就労等支援

① 就業能力・意欲の習得

(勤労観・職業観と職業的自立に必要な能力の形成)

子ども・若者が勤労観や職業観を養い、職業的自立に必要な能力を身に付けるとともに、男女共に経済的に自立していくことの重要性について学ぶため、企業等と連携・協力しつつ、各学校段階を通じキャリア教育及び職業教育を体系的に充実します。その際、職業体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用します。

(能力開発)

職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、公共職業訓練や緊急人材育成支援事業により職業訓練を実施します。

また、きめ細かなキャリア・コンサルティングや企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供することにより正社員へと導くジョブ・カード制度を推進します。

若者が職業人として働く上で、必要な職業技術を身に付けることができるよう、大学・専修学校等における産業界等との連携による人材養成の取組を推進します。

② 就労等支援の充実

(高校生等に対する就職支援)

公共職業安定所に「高卒就職ジョブサポーター」を配置し、学校との連携の下、円滑、的確な就職を支援します。

(大学生等に対する就職支援等)

大学生等に対して、適職選択のための各種セミナーの開催、「大卒就職ジョブサポーター」等による情報提供、学生一人一人に応じたきめ細かな職業相談、職業紹介等の支援を実施します。

(職業的自立に向けての支援)

公共職業安定所において、フリーター等を中心に、一人一人の課題に応じて、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫した支援を行います。また、若者を一定期間試用雇用し、その後常用雇用への移行を図るトライアル雇用制度の積極的な活用を図ります。

(起業支援)

30歳未満で新規開業5年以内の若年起業家に対して、設備投資や運転資金の低利融資を実施するなど、若者の起業を支援します。

2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

(1) 困難な状況ごとの取組

① ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等

(社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するための取組)

修学及び就業のいずれもしていないなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行っていくことが必要です。また、社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関の施設はもとより、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うことも必要です。

このため、子ども・若者支援地域協議会の設置の促進や、訪問支援（アウトリーチ）等の支援に携わる人材の養成を図る研修を実施していきます。

また、社会性等をはぐくむため、体験活動に継続的に取り組む機会を提供します。

さらに、支援策の検討・提供に当たっては、無業女性が「家事手伝い」として支援の必要性の把握に当たって潜在化しやすいこ

と、支援等機関が女性に十分活用されていないことに配慮します。

(ニート等の若者への支援)

ニート等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導等、多様な就労支援メニューを提供する「地域若者サポートステーション」事業により、ニート等の若者の職業的自立支援を推進します。

(ひきこもりへの支援)

精神保健福祉センター、保健所、市町村保健センター、児童相談所等において相談・支援を行います。また、「ひきこもり地域支援センター」等ひきこもりの一次的な相談窓口を各都道府県・指定都市に整備します。

(不登校の子ども・若者への支援)

未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や、関係機関等と連携した取組を促進するとともに、学校内外における相談体制の整備を進めます。

(心の問題への対応)

専門機関等における相談の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など学校における相談体制の整備を支援するとともに、地域人材を活用した家庭教育支援を推進します。

(高校中途退学者への支援)

効果的な支援を検討するため、学校等との連携協力の下、退学後の状況等に関する実態の把握に努めます。

② 障害のある子ども・若者の支援

(障害のある子ども・若者の支援)

障がい者制度改革推進本部の方針を踏まえて、障害のある子ども・若者の支援を含む障害者制度の改革を推進します。

また、障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進するとともに、その推進の在り方について、インクルーシブ教育